

令和7年度第1回富田林市都市計画審議会議事録

まちづくり部都市計画課

- 1 開催日時 令和7年7月30日（水）午後2時00分～3時00分
- 2 開催場所 すばるホール3階 展示室
- 3 出席者 **【委員】** 置田委員、森田委員、竹村委員、浅岡委員、増田委員、草尾委員、南方委員、寺内委員、尾崎委員、今城委員、大上委員、西尾委員
【計12人出席】
(鈴木委員、須田委員、佐久間委員、遠藤委員、京谷委員、岡田委員は欠席)

【事務局】 まちづくり部：森木部長、北田次長
都市計画課：福元課長、田中課長代理、早川主査、荒木係員
産業部
下水道課：浅尾課長、西田係長、三好副主任
- 4 開催形態 公開（傍聴人0人）
- 5 次第
議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）
議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）
議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について（諮問）
- 6 審議の経過
議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）
令和7年7月30日 付議
原案のとおり可とされました。
議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）
令和7年7月30日 諮問
意見なしとされました。
議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について（諮問）
令和7年7月30日 諮問
意見なしとされました。
- 7 審議会の結果等 全文筆記
- 8 審議会配布資料
会議次第
委員名簿

配席図
議案書
別紙議案書
議案書資料

《事務局：田中》

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。司会をさせていただきます、都市計画課の田中と申します。

早速ですが、今般、新たにご就任いただきました委員の方々をご紹介します。草尾委員でございます。

南方委員でございます。

寺内委員でございます。

尾崎委員でございます。

なお、本日、遠藤委員及び京谷委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました、会議次第、委員名簿、配席図、議案書、別紙議案書、議案書資料と書かれた資料をご用意させていただいております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

続きまして、本日ご出席いただいております委員数は、定足数に達しておりますので、ご報告させていただきます。

また、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、議事録作成のため録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入ります前に、事務局よりお願いがございます。ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを入れてから、ご発言いただきますようお願い致します。

それでは、以後の進行につきましては、増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

はい。皆さんこんにちは。令和7年度第1回富田林市都市計画審議会を開催したいと思います。非常に酷暑が続いておりますけれども、皆様、体調にご自愛くださいませ。

また、今回から新たに加わっていただきました各委員の皆様方には、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それではお手元の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。本日の案件ですけれども、付議案件が1件、諮問案件が2件の3件でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議事に入ります前に、議事録署名人の選出でございますが、本日の審議会につきましては森田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

それでは、議事次第に基づきまして進めて参りたいと思います。「議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について」、よろしくお願ひしたいと思います。

《事務局：三好》

下水道課の三好です。よろしくお願ひします。

それでは、「議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について」、ご説明致します。議案書は1ページから5ページです。議案書資料は1ページから5ページです。

それでは、おそれいりますが、議案書資料と書かれた資料の1ページの下側をお願いしま

す。

まず、公共下水道について、ご説明します。公共下水道とは、下水道法第2条に定義があり、下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道と雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道の2つをいいます。

次に、同じ資料の2ページ上側をお願いします。

下水道の都市計画決定について、ご説明します。下水道は、都市計画法第4条に定められる都市施設であり、今後市が整備する予定であるものを都市計画で定めた場合は、都市計画施設となります。市町村が下水道の都市計画決定を行う場合には、都市計画審議会の議を経て決定します。

次に同じページの下側をお願いします。

本市の下水道の仕組みについて、ご説明します。まず、各家庭のトイレ、風呂、台所等から排水される汚水は、公共ますで集約され、下水道本管を通り、終末処理場まで流れていきます。また、雨水は雨水管へ流れ、最終的に、川へと流れていきます。このように、汚水と雨水を別々に排水する方式を分流式といい、本市は全て分流式となっています。

次に同じ資料の3ページ上側をお願いします。

本市の公共下水道について、ご説明します。本市の公共下水道は、右図のとおり、3つの区域に分かれています。緑色の区域が、富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道です。面積は約713haです。赤色の区域が、富田林市大和川下流東部流域関連公共下水道です。面積は約1,339haです。青色の区域が、富田林市大和川下流西部流域関連公共下水道です。面積は約10haです。今回は、緑色の富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道の区域が変更となります。

次に同じページの下側をお願いします。

変更を予定している区域について、ご説明します。富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道の区域のうち、今回変更を予定している区域は赤丸で示す位置になります。こちらは、大阪狭山市との市境界に位置する伏山地区です。

次に同じ資料の4ページ上側をお願いします。

変更の背景について、ご説明します。本市の伏山地区と大阪狭山市の東葉黄木地区において、市境界を跨いだ住宅開発が行われたことに伴い、本市と大阪狭山市の市境界が変更されました。この市境界の変更に合わせて、下水道区域の変更を行うものです。左側の図が旧市境界、右側の図が新市境界となります。

次に同じページの下側をお願いします。

変更内容について、ご説明します。市境界の変更によって、下水道区域が拡大する区域は、赤色の区域です。面積は約0.65haとなります。次に、縮小する区域は、黄色の区域です。面積は約0.65haとなります。拡大する区域と縮小する区域の面積は同じです。そのため、富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道の区域は変更となりますが、面積に変更はありません。

大変おそれいりますが、資料が代わりまして、議案書の2ページをお願いします。

こちらが、今回の変更の理由書です。富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道において、本市と大阪狭山市の間を跨いだ住宅開発により、本市と大阪狭山市の市境界の変更が行われたため、既計画決定の区域の変更をするものです。なお、今回の変更に伴う計画決定区域の面積の増減はそれぞれ約0.65haであり面積について変更はございません。

次に、同じ資料の3ページをお願いします。

こちらは、今回の計画書です。下水道の名称は、富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道です。排水区域は次のページにて説明させていただきます。区域の面積は約713ha

となっております。下水管渠は、主要な管渠を記載しており、金剛中部污水幹線、金剛東北部污水幹線、金剛中部雨水幹線、山の谷雨水幹線となります。

次に、同じ資料の4ページと5ページをお願いします。A3のページです。

こちらは、先ほどの計画書にありました污水と雨水の排水区域を示したものとなります。污水と雨水の排水区域は同じです。今回変更を予定しています区域は、赤丸で示した位置となります。

大変おそれいりますが、資料が戻りまして、議案書資料の5ページ上側をお願いします。

都市計画手続の流れについて、ご説明します。まず、都市計画素案を作成し、都市計画法第16条に基づく、素案の公告・縦覧を行いました。公述申出はありませんでした。これにより都市計画案を作成し、都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を行いました。こちらも意見書の提出はありませんでした。

そして、本日、本審議会にて付議させていただいております。本審議会の議決後、都市計画決定の変更・告示の手続を行って参ります。

以上、「議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について」の説明を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいま、議第1号のご説明がございました。何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

住宅地開発で市境界の整理をした、それに伴っての変更だというふうなことでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、質問もないようでございますので、お諮りしたいと思います。「議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について」、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。異議がないようですので、原案どおり可決することと致します。どうもありがとうございました。

それでは、「議第2号 特定生産緑地の指定について」、事務局の説明をお願い致します。よろしくをお願いします。

《事務局：荒木》

都市計画課の荒木です。よろしくお願いします。

それでは、「議第2号 特定生産緑地の指定について」、ご説明致します。議案書は6ページから7ページです。議案書資料は6ページから10ページです。

それでは、議案書資料と書かれた資料の6ページをお願いします。

まず、生産緑地の制度について、簡単にご説明致します。生産緑地とは、生産緑地法において、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定することができるものであり、都市計画法上の地域地区の一つとして、生産緑地地区が規定されています。そのため、都市計画審議会の議決を経て、生産緑地地区の指定を行うこととなります。

次に、指定の要件についてです。指定の要件は、市街化区域内であり、現に営農されてい

る農地であること、300㎡以上の規模があること、などです。

生産緑地地区に指定されると、指定後30年間は、原則、農地等以外の土地利用はできません。固定資産税及び都市計画税については、市街化調整区域の農地並みの課税となります。また、相続税の納税猶予を受けることができるようになります。

同じ資料の7ページをお願いします。

次に、特定生産緑地の制度についてご説明します。特定生産緑地とは、先程の生産緑地地区の指定から30年が経過するものについて、所有者の意向を基に、特定生産緑地として指定するものです。

そして、①特定生産緑地に指定した場合は、今後も特定生産緑地として継続するか否かを、10年毎に判断する必要があります。

次に、②特定生産緑地に指定しなかった場合は、買取り申出を行うまでは、引き続き営農する必要があります。

最後に、③平成8年以降に指定した生産緑地は、まだ指定から30年が経過していません。来年度以降、特定生産緑地を希望するかどうか判断する必要があります。

本日は、平成7年12月22日に生産緑地に指定し、指定から30年が経過する生産緑地のうち、①に当たる特定生産緑地への指定希望があった生産緑地につきまして、都市計画審議会でご意見を伺った上で、特定生産緑地への指定を行っていくこととなります。

この法的性質につきましては、都市計画審議会の意見を伺った上で、市長が特定生産緑地の指定を行うこととなります。

また、この特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地法上、農地所有者等の同意を得ることとされており、税制面もありますことから、あくまでも所有者本人の意向が前提となります。

また、国土交通省の方でも、近年、都市農地は保全する方針であり、市が裁量的に宅地化を促進するような制度とはなっておりません。

次に同じ資料の8ページをお願いします。

今回特定生産緑地に指定する生産緑地地区の位置は図のとおりとなります。

次に同じ資料の9ページをお願いします。

赤色で示す区域が、新たに指定する特定生産緑地です。平成7年指定の生産緑地はこの1地区のみであるため、特定生産緑地を希望しなかった生産緑地はありませんでした。

同じ資料の10ページをお願いします。

次に、現在の本市の特定生産緑地の指定状況をご説明します。全体の内訳としまして、現在市内の生産緑地は、全部で972筆あり、面積は約49.85ha、251地区となっています。青色部分が昨年度までに指定した特定生産緑地と、今年度指定する特定生産緑地を併せたものになります。昨年度までに指定した特定生産緑地が857筆、約43.67haであり、今回指定する予定の特定生産緑地は1筆、約0.06haとなり、合計市内の約88%が特定生産緑地となります。

オレンジ色の約12%、114筆、約6.12haは、平成8年以降に指定された生産緑地などとなっています。

次に、資料が代わりまして、議案書と書かれた資料の7ページをお願いします。

今回新たに指定する特定生産緑地は、若松町五丁目9の計1地区となります。

今後の手続ですが、この審議会において、意見なしとのご意見をいただきますと、この後、特定生産緑地への指定を行います。以上で、説明を終了します。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。

ただいま議第2号について、ご説明をいただきました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

これからもポツポツと、毎年何筆か出てくるという状況ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは意見もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。「議第2号 特定生産緑地の指定について」、原案どおりに意見なしということでよろしいでしょうか。

《各委員》

意見なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。それでは原案どおり、意見なしと回答させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは最後の案件ですけれども、「議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」、ご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

《事務局：早川》

都市計画課の早川です。よろしくお願ひします。

「議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」、ご説明させていただきます。資料は、議案書で8ページから9ページ、別紙議案書で1ページから52ページ、議案書資料で11ページから15ページとなります。

この議案は、あくまで大阪府が定めるものですが、本市も対象区域となるため、大阪府から意見の照会があったものに関し、ご説明させていただくものです。内容につきましては、都市計画の専門的な用語や基準などが示されておりますことから、分かりにくい点がございしますが、ご了承をお願い致します。

おそれいりますが、議案書資料と書かれた資料の11ページの下側をお願い致します。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明します。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本方針を定めるものです。住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに市町村の定める都市計画の方針を定める都市計画マスタープランとは異なります。

同じ資料の12ページの上側をお願い致します。

次に、大阪府内の都市計画区域マスタープランについて、ご説明します。大阪府内は、右図の4つの都市計画区域に分かれており、それぞれに都市計画区域マスタープランが定められています。緑色の区域が北部大阪都市計画区域で、豊能地域の豊中市等と三島地域の吹田市等が含まれます。赤色の区域が大阪都市計画区域で、こちらは大阪市のみです。黄色の区域が東部大阪都市計画区域で、北河内地域の枚方市等や、中河内地域の東大阪市等が含まれます。水色の区域が南部大阪都市計画区域で、南河内地域の本市等、泉北地域の堺市等、泉南地域の岸和田市等が含まれます。

各都市計画区域マスタープランは大阪府が決定します。ただし、大阪都市計画区域については、都市計画法上は、本来大阪市の権限ですが、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例により、大阪府に策定権限があります。

本市が含まれる南部大阪都市計画区域には、南部大阪都市計画区域マスタープランが定められています。

同じ資料の12ページの下側をお願いします。

次に、この南部大阪都市計画区域マスタープランと、富田林市都市計画マスタープランの関係について、ご説明します。南部大阪都市計画区域マスタープランは、南部大阪都市計画区域の都市計画に関する基本的な方針です。一方で、本市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針となっています。本市の都市計画マスタープランを策定する際は、大阪府の定める南部大阪都市計画区域マスタープランに即する必要があります。

同じ資料の13ページの上側をお願いします。

次に、南部大阪都市計画区域マスタープランの目標年次について、ご説明します。本区域マスタープランの目標年次は令和12年とされていますが、第3章区域区分線引きの決定に関する方針のみ、目標年次が令和7年となっています。そのため、この第3章を改定する必要があります。

同じ資料の13ページの下側をお願いします。

次に、第3章改定の背景について、ご説明します。まず、区域区分、線引きについてですが、これは、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に分けることをいいます。市街化区域とは、既に市街地を形成している区域等のことをいい、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

本市の区域区分は右図のようになっており、オレンジ色の区域が市街化区域、白色の区域が市街化調整区域です。この区域区分は、都市計画法第15条に基づき、大阪府が決定しています。ただし、政令指定都市につきましては、政令指定都市が決定しています。

補足となりますが、この区域区分と用途地域は異なるものです。用途地域とは、住居、商業、工業に建築できる建物の種類や大きさ等を規制するものです。

同じ資料の14ページの上側をお願いします。

この区域区分ですが、おおむね5年毎に見直しを行っています。この見直しについて、大阪府ではこれまで、令和7年までを目標年次とした、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針に基づいて、区域区分の見直しを行ってきました。この第8回基本方針が目標年次を迎えるため、令和12年までを目標年次とする、第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針が策定されています。

同じ資料の14ページの下側をお願いします。

次に、第3章の主な改定内容について、ご説明します。第3章の主な改定内容は、第9回区域区分変更の基本方針の内容を反映及び目標年次令和12年におけるおおむねの人口及び産業の規模、市街化区域の規模を定めることです。改定内容の詳細につきましては、別紙議案書でご説明させていただきます。

大変おそれいますが、資料が代わりまして、A4の資料の右上に別紙議案書と書かれた資料をお願いします。今回の区域マスタープラン改定案に基づき、標目に沿ってご説明させていただきます。

なお、ご説明に際しましては、大阪府全体の都市の概要に関する人口や構成比などの数値の変更、関連計画の名称変更、年度の記載変更などに関しましては、ご説明を省略させていただき、南部大阪都市計画区域に係る主要箇所や区域区分の決定に関する方針の変更箇所を中心にご説明させていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは、別紙議案書の8ページをお願いします。

ご説明させていただきます主要改訂箇所に関する記載につきましては、別紙議案書内にグレーの網掛けで示しており、下線箇所が改定案、括弧内の記載が改定前の内容となります。

3 南部大阪都市計画区域の概要の(3)規模に関し、南部大阪都市計画区域の人口を令和2年の国勢調査に基づき、人口を232万人から230万人とします。

次に、都市計画区域面積を87,469haから87,501haとします。これに関しまして、都市計画区域の面積が増加しているのは、泉大津市、岸和田市で埋め立てが完了し面積が増えたため、とされています。

次に、市街化区域面積を35,275haから35,324haとします。これに関しまして、人口が減少している中、市街化区域の規模が大きくなるのは、世帯数の増加が見込まれることなどから、とされています。

次に、人口密度をha当たり26.2人から、ha当たり26.4人とします。

次に、同じ資料の22ページをお願いします。

第3章区域区分、線引きの決定に関する方針に関し、第8回区域区分変更の方針を第9回区域区分変更の方針に改訂します。

次に、同じ資料の23ページをお願いします。

(3)市街化区域への編入を検討する区域に関し、新市街地について、市町村マスタープラン等に位置付けられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域から、市町村マスタープラン等に位置付けられた鉄道駅、市役所・町村役場等の生活拠点からの徒歩圏の区域に改訂します。また、主要幹線道路について、4車線以上を基本とすると加えます。

また、飛地について、おおむね20ha以上から50ha以上に改訂します。

ただし、インターチェンジ等と一体となって計画的に整備される工業等の適地などにあつては、20ha以上を目途とした一団の土地の区域を加えます。

次に、同じ資料の24ページをお願いします。

目標年次である令和12年の人口規模及び産業の規模等を推計値や大阪都市計画局において算出したものに基づきそれぞれ設定します。

目標年次における人口の規模として、都市計画区域内人口を222万6,400人から211万7,000人とします。

次に、市街化区域内の人口を206万1,800人から196万3,500人とします。

次に、目標年次における産業の規模として、製造品出荷額等を7兆896億円から6兆9,478億円とします。

次に、目標年次における市街化区域の規模として、市街化区域面積を3万5,323haから3万5,484haとします。これに関しまして、先ほどと同じご説明になりますが、人口が減少している中、市街化区域の規模が大きくなるのは、世帯数の増加が見込まれることなどから、とされています。

次に、同じ資料の47ページをお願いします。

(2)環境・エネルギー先進都市の形成に向けた方針に関し、低炭素・省エネルギー社会の実現から、脱炭素・省エネルギー社会の実現に改定します。この項目に関し、運輸部門において走行中に排出ガスを出さないゼロエミッション車、ZEVを中心とした電動車の普及促進等に取り組みますを加えます。以上がおおまかな改訂点になります。

まとめますと、区域区分の決定に関する方針について、第9回基本方針の内容を反映し、区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を見直すとともに、その他、基礎データの時点更新を行うとともに、関連計画等との整合を確認し、必要に応じた修正を行うものです。

大変おそれいりますが、再度資料が戻りまして、議案書資料と書かれた資料の15ページの上側をお願いします。最後に、大阪府における都市計画手続の流れについて、ご説明します。本案は、昨年12月に大阪府にて、都市計画法第16条に基づき、原案の公告・縦覧を

行いましたが、公述申出はありませんでした。その後、本年3月に大阪府から本市に対し、意見照会があり、今般、当審議会にて諮問させていただいております。

また、本年5月に大阪府は、本案について、都市計画法第17条に基づき、案の公告・縦覧を行いました。この中で、意見書の提出はありませんでした。

今後の流れとしましては、本市から大阪府に意見の答申を行い、大阪府は本年8月の都市計画審議会に付議し、10月に都市計画決定の告示が行われる予定です。

なお、この改訂に伴いまして、本市に対する影響や関係する事案につきましては、区域区分の変更などにつきましては、今回の区域区分の方針変更によっても、本市においては、本市マスタープランの位置づけや、市街化区域に編入する基準に適合する地区はないことから、区域区分の変更の予定はございません。その他の箇所につきましては、次回の本市都市計画マスタープランに反映する箇所があれば、反映をします。

以上で、「議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、議第3号についてご説明いただきました。ありがとうございました。

ただいまの変更に関しまして、何かご意見、若しくはご質問ございますでしょうか。

はい、西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

すいません。細かい話になるんですけど、32ページの歩行者自転車走行空間の確保という内容がありますけど、これについてですね、私どもが居住している国道309号のところに防犯灯がございまして、その防犯灯を覆い被さるように、雑草、それから樹木が歩行者や自転車に伸びていて、危険な状況になっています。

それで市の方に対応を頼みますと、これは土木事務所の範疇やということで、土木事務所へお願いしたんですけど、そういう安全対策なんかは、これ盛り込んでないんですけど、どういうふうに市として考えておられますか。

あの、市道金剛東2号線は定期的に雑草を刈っていただいて、歩行者の安全を確保されますけど、はっきり申し上げて、府道並びに国道309ですね、それと府道203号線、これが全然、土木事務所さんがどう考えておられるのか知らないんですけど、これ、安全面から考えたら、府と市が一体となって考えていただくべき問題じゃないかなと思います。ちょっと細かい話で、会長すいません。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

ただいまのご意見に関しまして、事務局から何かご回答ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

《事務局：福元》

先程の説明でもありましたように、区域マスタープラン、これについては、基本的には、都市計画に関する基本的な方針とされております。

今、西尾委員おっしゃっていただいたご意見というのは、公共施設に関しての管理、具体的な管理をどうしていくのかという部分のご指摘だと思いますので、この区域区分に関する

変更、区域マスタープランについての内容とはちょっと違う分野になります。

いただいたご意見に関しまして、どうしても国道府道に関しては、土木事務所が管理している部分がございますので、連携を図りながら、関係部署に情報提供をして共有したいと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。

《議長：増田会長》

はい。西尾委員いかがでしょうか。

《西尾委員》

すいません。それであればね、市からもう少し府に対して、土木事務所に対して、やっぱり意見を言うていただくという風にせんと、全然対応が違うんですよ。市道の管理と府道の管理、土木事務所の対応が全然違う。ほんでね、雑草が歩道の半分くらい覆いかぶさっているんです。果たして、この文言がね、歩行者自転車安全確保するという考え方が果たして履行されているか言うたら、おかしな実態になっています。それまた連絡とっていただいて、対応していただくようにお願いします。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

区域マスの中には、基本的にはバリアフリー等の安全対策というような形が書かれていますので、これの変更というご意見じゃなしに、実際の状況として、やはり安全対策っていうのを、府とも連携しながら図っていただきたいというご意見でございます。議事録に残していただければと思います。よろしくお願いいたします。

はい、他はいかがでしょうか。

はい、西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

府道203号線、これ市の関係じゃないと思いますけども、都市計画道路が未だに残っています。あれは将来どうされるつもりなんでしょうか。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：福元》

現在の都市計画道路に関してのご意見だと思います。今、具体的にですね、計画決定している都市計画道路は、富田林市域内にももちろん存在してるんですけども、事業決定をしていると、新たに着手する具体的な計画というのはまだないという状況であると認識しております。

ですので、都市計画道路をずっと計画だけ残置したままという状況でございますので、管理部署、管理課においてですね、適正にこれからも必要に応じて、見直しを含めて検討していく事案であると認識しております。以上でございます。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《西尾委員》

すいません。以前、大阪狭山市と合同で都市計画道路の廃止を、前の仲野課長の時ですかね、大阪狭山市の庁舎で話し合っ、五軒家から大阪狭山市の駅までの、あれは廃棄してるんですか。あの計画そのものは。それに言うてる府道203号線はあれから、なしのつづてで、どうなるものか。

まあ、実際あそこの土地を持っている方も私に聞くんですね。西尾さんあれどないなってるのと。せやけど、私も詳しいことを聞いておりませんので、対応できない状況です。すみませんでした。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。今のご意見ということで。大阪府にしても市にしても、長年都市計画決定をして、整備の目途が立つとか立たないとかいう形に対して、数年前に見直しをした状態で、今残されている都市計画道路に関しては、必要不可欠な形で計画決定が継続されているというふうに理解しております。多分、定期的な見直しをするということになっておりますので、いずれまた定期的な見直しが起ころうかと思います。

《西尾委員》

ありがとうございます。

《議長：増田会長》

はい、他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

直接、市の都市計画に影響はなくて、基本的には市で検討されていることに即しているというふうな内容だったかと思えます。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは大体意見交換もできたかと思えますので、お諮りをしたいと思います。「議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」、原案どおり意見なしということで、答申させていただいてよろしいでしょうか。

《各委員》

意見なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。それでは原案どおり意見なしと、答申させていただきます。どうもありがとうございました。

本日予定しておりました案件はこれで終了となりますけれども、事務局の方で何かございますでしょうか。その他、特にございませんでしょうか。はい、特にないと。

委員の皆様方はいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。はい、わかりました。

それでは、皆様方のご協力によりまして、スムーズに進行させていただいたことに感謝申し上げます。これを持ちまして、令和7年度第1回富田林市都市計画審議会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

後は事務局の方にお返ししたいと思います。

《事務局：田中》

それでは終了致します。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

駐車券につきましては、2時間無料となっております。このまま出庫が可能となっておりますので、よろしくお願い致します。本日は暑い中、ありがとうございました。